

問題1)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 株式会社及び持分会社の会計の原則は、会社法により一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとするとしてされているとともに、会社計算規則の定めにより適時に正確な会計帳簿の作成と計算書類（株式会社にあつては、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）の作成が義務付けられている。
- 2 一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行のひとつとして、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（以下「会計基準」という）がある。会計基準においては、中小企業の特性を考慮した簡便的な方法が設けられている場合もあり、また、会計実務では、具体的な規定が会計基準において定められていないような場合など、一定の状況下では、法人税法で定める処理が参照されている。
- 3 旧商法では、計算書類の作成に関して、総則の商業帳簿の規定と、株式会社の計算の規定に定められているほかは、第32条第2項において「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」とされていたものの、中小企業が適用することができる「公正ナル会計慣行」とは何かが十分には明確になっていないと指摘されていた。そこで、中小企業が、資金調達先の多様化や取引先の拡大等も見据えて、会計の質の向上を図る取組みを促進するため中小企業庁、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会がそれぞれ公表していた中小企業の会計ルールに関する報告を統合するものとして「中小企業の会計に関する指針」が平成17（2005）年8月に公表された。
- 4 「中小企業の会計に関する指針」は、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。このため、中小企業は、本指針に拠り計算書類を作成することが推奨される。
- 5 「中小企業の会計に関する指針」の対象は、会社法上第2条6号の大会社（最終事業年度の貸借対照表で資本金が5億円以上、または負債合計が200億円以上の株式会社）を除く株式会社であり、金融商品取引法の適用を受ける会社や会計監査人設置会社の子会社も含まれる。また、特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社についても、計算書類を作成するに当たり、本指針に拠ることが推奨される。

問題2)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 「企業会計原則・同注解」によると、「貸借対照表は、企業の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び資本を記載し、株主、債権者その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。ただし、正規の簿記の原則に従って処理された場合に生じた簿外資産及び簿外負債は、貸借対照表の記載外におくことができる。」とされている。
- 2 「企業会計原則・同注解」によると、「資産は、流動資産に属する資産、固定資産に属する資産及び繰延資産に属する資産に区別しなければならない。仮払金、未決算等の勘定を貸借対照表に記載するには、その性質を示す適当な科目で表示しなければならない。」とされている。
- 3 「企業会計原則・同注解」によると、「受取手形、売掛金、前払金、支払手形、買掛金、前受金等の当該企業の主目的たる営業取引により発生した債権及び債務は、流動資産又は流動負債に属するものとする。ただし、これらの債権のうち、破産債権、更生債権及びこれに準ずる債権で1年以内に回収されないことが明らかなものは、固定資産たる投資その他の資産に属するものとする。」とされている。
- 4 「企業会計原則・同注解」によると、「貸付金、借入金、差入保証金、受入保証金、当該企業の主目的以外の取引によって発生した未収金、未払金等の債権及び債務で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものは、流動資産又は流動負債に属するものとし、入金又は支払の期限が1年をこえて到来するものは、投資その他の資産又は固定負債に属するものとする。」とされている。
- 5 流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準として、ワン・イヤールールがある。このルールを受けて、「企業会計原則・同注解」では、たな卸資産のうち恒常在庫品として保有するもの若しくは余剰品として長期間にわたって所有するものは固定資産に含ませるものとされている。

問題3)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 「中小企業の会計に関する指針」によると、「収益は、収入（将来入金するものを含む。）に基づいた金額で商品等の販売や役務の給付を行った時に計上され、企業は、各取引の実態に応じて、販売の事実を認識する時点を選択しなければならない。」とされている。
- 2 「中小企業の会計に関する指針」によると、一般的な販売契約における収益認識基準の一つに出荷基準がある。出荷基準は、製品、商品等を出荷した時点で収益を認識する。
- 3 「中小企業の会計に関する指針」によると、一般的な販売契約における収益認識基準の一つに引渡基準がある。引渡基準では、製品、商品等を得意先に引き渡した時点で収益を認識する。
- 4 「中小企業の会計に関する指針」によると、一般的な販売契約における収益認識基準の一つに検収基準がある。検収基準では、得意先が製品等の検収をした時点で収益を認識する。
- 5 「中小企業の会計に関する指針」によると、出荷基準では、得意先にまだ製品、商品等が到着しておらず、また、引渡基準では得意先の受入・検査が未了であることから、これは実現主義の要件を満たしておらず、収益認識基準として認められるのは、検収基準のみであるとされている。

問題4)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 「営業活動によるキャッシュ・フロー」の金額は、企業が外部からの資金調達に頼ることなく、営業能力を維持し、新規投資を行い、借入金を返済し、配当金を支払うために、どの程度の資金を主たる営業活動から獲得したかを示す主要な情報となる。
- 2 「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分には、営業損益計算の対象となった取引に係るキャッシュ・フロー、営業活動に係る債権・債務から生じるキャッシュ・フロー並びに投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。
- 3 営業損益計算の対象となった取引とは、「商品及び役務の販売による収入、商品及び役務の購入による支出等」とされており、売上高、売上原価、販売費及び一般管理費に含まれる取引に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載するものとする。
- 4 営業活動に係る債権・債務から生じるキャッシュ・フローには、営業活動に係る債権から生じた破産債権、更生債権等や償却済み債権の回収は含まれるが、手形の割引による収入、営業債権のファクタリング等の営業外の財務取引による収入は含まれない。
- 5 「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に含まれる投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローの例としては、災害による保険金収入、損害賠償金の支払、巨額の特別退職金の支給などがある。

問題5)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 粉飾決算とは、外部への情報提供の際、取引や事実の隠蔽や架空計上を通じて経営成績や財政状態についての実態をより良く見せかけた財務諸表を作成することを言う。粉飾決算は、業績が悪化した企業が経営破綻や上場廃止等を免れるために実行するケースが多い。
- 2 売上の前倒し計上は、本来は翌期以降に計上すべき収益を当期に計上することにより、当期の業績を実態よりも良好に見せる手法であり、収益認識の恣意的操作として粉飾決算における典型的な不正の一つとされている。
- 3 減価償却費について、法人税法上は損金算入限度額の範囲内であれば任意の金額を計上することが認められているため、企業が減価償却費を意図的に過少に計上した場合であっても、税法上許容されている処理である以上、粉飾決算には該当しないとされている。
- 4 貸倒引当金について、本来見込まれる貸倒損失に比して意図的に過少な金額しか計上しない場合には、当期費用が過少となり、その結果として当期純利益が実態よりも過大に表示されることとなるため、粉飾決算に該当し得る。
- 5 粉飾決算に関連しては、企業会計における見積りや判断には一定の裁量が認められているものの、その裁量を逸脱し、意図的に財務数値を歪める場合には、不正会計として問題となる可能性があるとされている。

問題6)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 人材、技術、技能、知的財産（特許権・ブランド等）、組織力、経営理念、顧客とのネットワークなど、財務諸表には表れてこない目に見えにくい経営資源の総称として「知的資産」の考え方がある。そしてこの知的資産を、企業における競争力の源泉ととらえ、自社の強みとしてしっかりと把握しそれを活用することで業績の向上に結び付ける経営の事を「知的資産経営」と呼ぶことがある。
- 2 知的資産は基本的に定性的なものであるが、知的資産経営の実行の過程における進捗度合を示す客観的な指標としてK P Iを、また知的資産経営を実行した結果（取り組みや投資を行うことによって期待される成果）を数値化した指標としてK G Iを設定することにより、ある程度の可視化や定量化が可能である。
- 3 知的資産の分類の考え方の一つに、会社の構成員個人（社長・従業員）に付随するいわゆる「人的資産」がある。そして、人的資産のK P Iとしては、社内外技能試験合格者数（合格率）、研修受講数（売上高研修費用比率）、従業員定着率などがある。
- 4 知的資産の分類の考え方の一つに、組織や仕組に付随するいわゆる「構造資産」がある。そして構造資産のK P Iとしては、新製品開発数（開発プロジェクト数）、生産リードタイム（短縮日数）、生産改善提案件数と採用数（率）、新製品売上寄与率、知的財産（特許権・ブランド等）保有数（出願・登録件数）などがある。
- 5 知的資産の分類の考え方の一つに、組織外とのつながりに関係するいわゆる「関係資産」がある。そして関係資産のK P Iとしては、固定長期適合率、継続受注数（継続受注率）、協力会社数（協力会社発注率）、共同開発先数（着手件数）、購入（利用）リピート率、ポイントカード会員数などがある。

問題7)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 売上総利益率とは売上高と売上総利益の比率のことで、売上総利益は売上から売上原価を控除した差額であり、一般に売上総利益率はその企業の持つ商品力・製品力の指標ともいえる。
- 2 一般に売上総利益率が高いほうが商品力は高く収益的には有利と言えるが、仮に低くても商品回転率を高めることで、会社を維持するために必要な営業利益を得ることができる。ただしこうした会社の場合には、良好な品質管理体制や合理的な物流／販売体制が確保されていないと、容易に収益が悪化する可能性もあるので注意が必要である。
- 3 売上総利益率は同じ業種であれば類似商品を商材としている可能性が高いことから、一般に近い数値になる傾向がある。一方、利益率そのものは業界、業種、業態、取扱商品によって大きく異なるのが普通であることから、同業種の平均値等を参考にその優劣を検証する必要がある。
- 4 売上総利益率が悪化する要因には、商品の陳腐化や他社との競合による販売単価の下落、材料費や労務費の高騰による仕入単価の上昇、購買戦略の失敗等による在庫の増加などがある。また売上総利益率の経年での変化を見ることにより、現時点での企業の問題点や弱点が明らかになる場合がある。
- 5 売上総利益を好転させるための単純な方策には、販売単価の引上や材料費などのコスト削減、仕入単価の引き下げなどがあるが、得意先や仕入先との力関係等があり簡単にはいかないことが多い。従って利益率の高い商品へのシフトや、仕入先の変更などもあわせて検討することが有効であることもある。

問題8)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 棚卸資産は販売されることによりはじめて会社に利益をもたらすが、仕入から販売されるまでの貸借対照表に資産として計上されている期間は利益獲得に貢献しない上に、その購入に充てた資金が商品というモノに形が変わって倉庫等に滞留していることを意味する。
- 2 不良在庫の廃棄や評価損の計上は、棚卸資産の減少につながるためキャッシュ・フロー計算書上の営業活動によるキャッシュ・フローの改善効果がある。
- 3 棚卸資産の増加は、キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスとして調整が必要となる。逆に、棚卸資産の減少は、キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローの増加として加算調整する。
- 4 棚卸資産の適正な在庫量は経営上必要な運転資本であり、これに売掛金と買掛金の差額を加えたものは経常運転資金と認識され企業活動を続ける上で不可避免的に発生する。ただし棚卸資産が長期間にわたり在庫となっている場合は、これは不良在庫と呼ばれ、営業収支に影響を及ぼし経営上も大きな問題といえる。
- 5 不良在庫は業務の標準化・自動化や発注出荷サイクルの短縮などによるリードタイムの短縮化により改善できることに加え、業務の効率化は売上原価そのものの削減に寄与することも多いことから、二重の意味で営業収支の改善に有効な手段となる。

問題9)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 フリーキャッシュ・フローは企業の資金創出力を直接示す指標であるため、当期純利益が増加している場合には、必ずフリーキャッシュ・フローも増加する関係にある。
- 2 フリーキャッシュ・フローは企業が自由に使用できる余剰資金を意味し、一般に営業活動によるキャッシュ・フローから、投資活動によるキャッシュ・フローを差し引いて算出されることが多い。
- 3 フリーキャッシュ・フローの使途の一つに、新たな事業の創出や既存事業の拡大への投資がある。フリーキャッシュ・フローを原資として事業を大きくし利益を上げ、順調にフリーキャッシュ・フローが積みあがれば、さらなる新規事業や既存事業拡大のための原資が増えるという好循環を生み出すことも可能となる。
- 4 フリーキャッシュ・フローの使途の一つに、株主への増配がある。経営と出資の分離が進んでいる企業では特に、株主との関係性強化は安定した経営にも欠かせないため、株主への還元によりこれまで以上に関係性を強化させることも可能となる。
- 5 フリーキャッシュ・フローの使途の一つに、金融機関からの借入金返済がある。借入金が減れば自己資本比率が高まるため財務の健全性が向上するほか、借入金返済によって借入利息が減るため損益計算書上の損益も好転する。

問題10)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 退職給付引当金とは、将来、従業員の退職時に必要となる支払債務に備えるために、あらかじめ引当計上したものである。人事・労務デュー・デリジェンスにおいても把握される項目であるが、財務デュー・デリジェンスにおいても将来の支払いが見込まれるため、その金額と支払い時期について調査する。
- 2 企業の就業規則等の定めに基づく退職一時金などの退職給付制度として、厚生年金基金及び確定給付企業年金の退職給付制度を採用している会社にあつては、従業員との関係で当該退職給付債務に係る法的責任を負っているため、年金資産が退職給付費用を上回っていない限り退職給付引当金の計上が必要となる。
- 3 退職時に見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を一定の割引率及び予想残存勤務期間に基づいて割引計算した退職給付債務に、未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付債務に係る引当金として負債の部に計上する。
- 4 退職一時金制度の場合、退職給付に係る期末自己都合要支給額をもって退職給付債務とすることができる。確定給付型の企業年金制度であっても、通常、支給実績として従業員が退職時に一時金を選択することが多い。この場合には、退職一時金制度と同様に退職給付債務を計算することができる。
- 5 退職金規程がなくかつ退職金等の支払に関する合意も存在しない場合には、退職給付債務を計上することはできない。ただし、退職金の支給実績があり、将来においても支給する見込みが高く、かつ、その金額が合理的に見積ることができる場合には、重要性がない場合を除き、退職給付引当金を計上する必要がある。

問題11)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 会社更生の財産評定は、開始決定時における時価（公正価値）によることとされるのが原則であり、企業の継続を前提とした評価が行われる。
- 2 民事再生の財産評定は、原則として開始時点の時価を基準として行われるが、その目的は主として清算価値の把握にあり、再生計画における弁済可能額の基礎となる。
- 3 民事再生の財産評定は、清算配当算定を目的とするため再生計画案での弁済が清算配当を上回るかどうかを判断する資料として有用である。
- 4 事業継続バランスシートとは、対象企業が継続することを前提として、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によって作成されたバランスシート（B／S）の各項目の簿価を、実際の事業継続価値に修正し、組み直したバランスシートで、実態B／Sまたは修正B／Sとも呼ばれる。
- 5 清算バランスシートとは、対象企業が経営破綻して事業を停止した場合を想定して処分価額による評価基準により作成されたバランスシート（B／S）である。一般的に資産を即換金して負債を返済するという考え方に基づいているため、その資産の評価額は実態B／Sまたは修正B／Sより高くなる。

問題12)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 EBITとは、Earnings before Interest and Taxesの略であり、利息税金控除前利益のことであるが、営業利益で代用される場合もある。EBITのほかEBITDAという指標もよく使われるが、これはEBITに減価償却費やのれんなどの償却費を加算したものである。
- 2 EBITDAは、企業が本業でキャッシュ・フローを獲得する力と考えることができる。EBITDAは借入金及び利息の返済や新規投資の原資となることから、再建計画における借入金の総額や投資計画とのバランスが重要である。
- 3 一般に、再生局面においては、ディスカウント・キャッシュ・フロー法や（以下、「DCF法」という）EBITDAマルチプル法により算出された債務負担能力を金融支援額の最大値としながら、時価純資産法により求めた実態債務超過額を加味することで金融支援額の妥当性の検討が行われる。これは、対象企業の収益力回復のシナリオを加味した上で、必要最低限の金融支援額を準備すればよいという考えに基づいている。
- 4 再生対象企業の企業価値を評価する主な方法として、財務デュー・デリジェンスにおいて作成した実態バランスシートに基づき、コストアプローチにより企業価値をはかる時価純資産法や、事業再生計画において策定した将来の損益計算書に基づきインカムアプローチにより企業価値をはかるDCF法などがある。
- 5 総資本利益率（ROA）は総資産に占める利益の割合を表す指標で投下資金の利益効率を表していて、利益を総資本で除すことによって求められる。分子の利益は分析の目的により、営業利益、経常利益、当期純利益やEBITDAが用いられる。利益の代わりにフリーキャッシュ・フローを用いた分析が行われる場合もある。

問題13)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 事業再生にとってキャッシュ管理は最も重要で注意を要する事項の一つであり、運転資金を適切に管理することが事業再生の第一歩といえる。運転資金の概念には、運転資金を流動資産とするもの、流動資産から流動負債を差し引いたとするものなど様々あるが、その時々で使い分けられていることに留意する。
- 2 運転資金の管理では営業循環期間が重要性を持つ。調達した資金が棚卸資産や製造等の過程を経て顧客に販売され再び資金として回収されるまでの期間が営業循環期間であり、これが長期に渡る場合には必要な運転資金は多額となる。営業循環期間は業種や商習慣に大きく影響を受けるが、必要以上の在庫や回収期間の長い営業債権を抱えている場合等には、適切に管理を行い運転資金が過剰にならないようにする必要がある。
- 3 現金回収のマネジメント手法には売上割引や債権の販売等の手法があるが、いずれの方法でも利息や手数料等の分だけ減額され、また、業界の慣行を勘案すべきであるので、個別に顧客と交渉し現金回収を図った方が良い場合もある。
- 4 支払のマネジメントでは、重要な仕入先には条件通りの支払いを行いつつも、重要でない特定仕入先に対しては支払条件の交渉を行い、少しでも有利な支払条件にすることが考えられる。新たな担保を差し出すことで期日延期の了承を得ることもあるが、極端な条件変更は与信管理上の疑義を生じさせる場合もあるので慎重に行う必要がある。
- 5 現在の会計制度では発生主義に基づいた会計処理が行われているため、収益や費用は必ずしも現金収支と一致しない。そのため、発生主義に基づいた会計処理を実現主義に組み替えるのが資金繰表の考え方であり、収入と支出を各項目別に分類し、月毎または日毎に現金残高等を詳細に把握したうえ、短期の財務計画の立案に役立てる。

問題14)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 通常企業間取引では、商品の引渡し時には代金支払いを行わず、決められた期日までに後日支払いを行なういわゆる掛取引が行われることが普通である。掛取引は信用取引ともいわれ、この仕組みを知っておくことは資金繰等経営管理上重要である。
- 2 掛取引はその仕組上、代金の未回収が発生する可能性が存在するが、販売先の経営状態を把握しておけば、こうした未回収のリスクを低減できる。代金回収におけるこうした不確実性の継続的コントロールともいえる与信管理は、企業が存続するうえでも非常に重要である。
- 3 与信管理は損失を防ぐだけでなく、自社の売上げや利益の最適化の役割も担う。仮に中小企業を避け安定した大企業のみと取引を行っていれば代金未回収は起こりにくいと考えられるが、一方代金未回収を恐れ極度に取引に消極的になると、本来企業の目的である売上・利益の獲得や拡大は困難となることから、リスクとリターンのバランスの見極めも必要となる。
- 4 与信管理においては、調査・審査の実施により取引を行っても問題ない会社であるかを確認した上で、与信枠や回収期間である与信期間を設けるのが普通である。また、企業における事業の安定性や財務内容は日々変化していくことから、定期的な調査・審査の実施も重要である。
- 5 代金が未回収にならずとも、遅れて回収となることがある。この場合販売先に対し回収遅延にかかわる損害賠償の請求ができるが、販売契約書等にこれらについての取り決めがないと具体的な損害賠償額に係る金利を提示できないことから、現実的に損害賠償の履行を請求できないことになるので注意が必要である。

問題15)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 事業再生ファンドとは、特に事業再生支援を目的として破綻懸念先や実質破綻先の企業に資金を提供して、事業再生を果たし、債権、株式等を転売することによって利益を得るファンドを指す。エクイティ型の投資スキームでは対象企業の株式を取得して事業再生を行い、再生後に株式を売却（上場を含む）して利益を得る。デット型の投資スキームでは負債を買い取り、債権放棄などによって正常化させリファイナンス等によって回収し利益を得る。
- 2 ファンドを利用すると、デュー・デリジェンスが行われ、場合によっては第三者の目にさらされた上で再生計画を策定することになり、かなり踏み込んだリストラクチャリングを断行せざるを得なくなる。しかし、徹底したリストラクチャリングは債務者だけでなく、債権者にとっても損失の確定や地域での評判の低下などを招く恐れがある。
- 3 バイアウトファンドの資金は機関投資家や金融機関等から集めたものであり、再生企業に長期的に投資しておく性格のものではないため、かつては長い期間を要した会社更生手続きも、バイアウトファンドが主導して進める案件では、更生債権の早期一括弁済や繰上げ弁済により、更生手続を早期に終了させるケースが多い。
- 4 地域企業再生ファンドは、民間の投資会社、地域金融機関、事業会社等および中小企業基盤整備機構などが出資した資金を、地域の経済活力について大きな役割を果たす中小企業に対して中長期的に投資する。主にデット処理型で、過剰債務を時価で買い取り、2、3年をかけてリストラクチャリングを推進し正常先に戻し、再生完了まで継続的に支援していくというコンセプトのもとで投資による支援を行なっていることが多い。
- 5 再生企業の事業のうち、継続可能性のある事業のみを切り離して再生ファンドに売却し、再生企業はその売却代金で一括弁済を行って、残債とともに清算してしまうスキームがある。このスキームでは通常事業譲渡を利用することが多いが、その理由は許認可が事業に不可欠な業種において手続きの煩雑さを解消するためと、簿外債務などの旧会社に関わる将来的なリスクから完全に遮断されるメリットのためと考えられる。

問題16)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 将来の業績についての正確な予測は極めて重要であるが、長期間のキャッシュ・フローを見積もった場合、先行きになればなるほど不確実性が高まる。そのため、一般的には、一定期間以降はキャッシュ・フローを生み出さないもの、企業価値がないものとして見積り計算を行う。
- 2 収益還元法は、当該企業が将来にわたり獲得すると見込まれる価値を企業価値算出の基礎とする方法である。将来獲得する価値を利益とする方法とキャッシュ・フローとする方法があるが、いずれの方法をとっても将来の価値を現在の価値に計算しなおすところに特徴がある。したがって、将来のキャッシュ・フローをどう予測し、割引率をどう決定するのが極めて重要である。
- 3 企業価値をDCF法で算定する場合は、各年度のネットキャッシュインフローの算定が重要であるが、将来の純現金収支を示すネットキャッシュインフローの予測は再建計画そのものとも言える。損益計画・財務計画や設備投資計画を、現時点における可能な限りの合理的な予測に基づき算定する必要がある。
- 4 適切に将来のキャッシュ・フローを予測するためには、過去の実績を詳細に把握、分析することが重要であり、単に過去の金額を並べるだけでなく、増加・減少の要因やキャッシュ・フローに影響を与える要素とその影響度などについて、できるだけ細かく分析しなくてはならない。
- 5 売上高と変動費の算定には、販売数量と販売単価を予測するとともに、商品群及びサービスごとの変動コストを計算し、販売数量のみに比例するコストと売上高そのものに比例するコストなど、取引契約の内容等も十分に吟味して推量する必要がある。

問題17)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 デット・デット・スワップ（DDS）とは、金融機関等の債権者が、債務者に対して有する既存債権を、別の条件による債権に変更することをいい、再生局面にある企業における金融支援の一つの方法として活用することが期待されている。
- 2 DDSの活用方法として、地域事情や風評リスクを考慮すると債権放棄ができない金融機関が、債権放棄の代わりに既存の借入金を資本性借入金へ転換するケースや、返済に超長期間要する既存借入金の一部を資本性借入金へ転換するケースなどが活用方法として考えられる。
- 3 「資本性借入金」の償還条件については、資本に準じて、原則として、「長期間償還不要な状態」であることが必要であり、具体的には契約時における償還期間が5年を超えるものであることが必要である。
- 4 「資本性借入金」の金利設定については、資本に準じて、原則として、「配当可能利益に応じた金利設定」であることが必要である。具体的には、業績連動型など赤字の場合には利子負担がほとんど生じないことが必要となるが、その場合、株式の株主管理コストに準じた事務コスト相当の金利であれば良いとされている。
- 5 「資本性借入金」として取り扱われるためには、原則として、「法的破綻時の公平性」が確保されていることが必要である。ただし、既存の担保付借入金から転換する場合などのように、担保解除を行うことが事実上困難である場合などには、他の債権に先んじて回収しない仕組みは必要とされない特例がある。

問題18)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 繰越欠損金は、原則として各事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額について適用されるが、平成30年4月1日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、その繰越期間は9年とされている。
- 2 繰越欠損金の控除を受けるためには、欠損金が生じた事業年度において青色申告書を提出していることが必要であるが、その後の事業年度においては白色申告書を提出している場合であっても、当該欠損金について繰越控除の適用を受けることができる。
- 3 中小法人等においては、繰越欠損金は各事業年度の所得金額の全額を限度として損金の額に算入できるため、繰越欠損金の額が当期の所得金額を上回る場合には、その超過額は翌期以降に繰り越されることとなる。
- 4 繰越欠損金が複数の事業年度において生じている場合には、任意の事業年度に生じた欠損金から選択して損金算入することが認められており、税負担の最適化を図ることが可能である。
- 5 他の者による特定支配関係（他の者がその法人の発行済株式または出資の総数または総額の50%を超える数または金額の株式または出資を直接または間接に保有する関係その他一定の関係）が生じた法人において、その後一定期間内に旧事業の廃止や大規模な資金借入れ等が行われた場合には、一定の要件のもとで、それ以前に生じた繰越欠損金の控除が制限されることがある。

問題19)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 私的整理ガイドラインの手続に従って作られた再建計画は、専門家による厳格な調査や全会一致の合意に基づいているため、税務当局から「客観的に正しい計画」として認められやすい。これにより、金融機関から債務免除を受けられた際に発生する「免除益」への課税を、過去の赤字（期限切れの欠損金）を使って相殺し、税金の支払額を抑えることが可能になる。
- 2 私的整理ガイドラインでは、計画案の作成において「債権者間の公平性が確保されている」ことが不可欠である。仮に、特定の金融機関のみを不当に優遇し、他方にのみ重い負担を強いるような計画とした場合、税務上は「経済的合理性のない寄附」とみなされ、債権者側で債務免除額の損金算入が否認されるリスクがある。
- 3 私的整理ガイドラインに基づく再建計画の成立には、「対象債権者全員の同意」が必要である。この全会一致の合意形成プロセスは、税務上、その免除益が「特定の関係者による恣意的な利益供与」ではなく、全債権者の経済的判断に基づく「客観的に妥当な整理」であることを証明する重要な材料となる。
- 4 私的整理ガイドラインにおいては、迅速な事業再建と経営の継続性を最優先するため、原則として「現経営陣の続投が認められ、退任や私財提供といった経営責任の明確化は求められない」との定めがある。税務上も、経営者が責任を取らないことが事業継続の証左とされ、特段の条件なしに資産の評価損計上が認められる。
- 5 私的整理ガイドラインに基づく手続では、公認会計士等の外部専門家により「事業計画や財務内容の合理性・実現可能性についての検証」が行われる。税務上、この実効性の検証が不十分で計画が早期に頓挫した場合、当初の債務免除が「真の救済」とは認められず、遡及して多額の課税が発生するなどの再建不全リスクを伴う可能性が生じる。

問題20)

以下の内容において、間違っている選択肢を一つ選択してください。

- 1 法人の有する金銭債権について、1) 更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定があった場合、2) 特別清算に係る協定の認可の決定があった場合等により切り捨てられることとなった部分の金額は、それらの事実の発生した日の属する事業年度において貸倒として損金の額に算入する。
- 2 法人の有する金銭債権について、1) 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で一定の要件により切り捨てられることとなった場合、2) 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額は、それらの事実の発生した日の属する事業年度において貸倒として損金の額に算入する。
- 3 法人の有する金銭債権につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒として損金経理をすることができる。
- 4 貸倒として損金経理をする場合において、当該金銭債権について担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ貸倒として損金経理をすることはできないが、保証債務を有する場合は現実にこれを履行した後でなくとも貸倒の対象にすることができる。
- 5 債務者について、当該債務者との取引を停止した時以後1年以上経過した場合など、一定の要件を満たす事実が発生した場合には、その債務者に対して有する売掛債権（貸付金その他これに準ずる債権を含まない）について法人が当該売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒として損金経理をしたときは、これを認めるとされている。